

令和5年度 部活動の地域移行に関する情報交換会

日時 : 令和5年7月7日(金) 14:00~16:00

場所 : 福島県環境創造センター(コミュタン福島)ホール

(2) 行政説明

ア スポーツ庁（動画視聴）

(2) 行政説明

イ 健康教育課

地域移行の現状について
(運動部)

部活動の地域移行とは？

- 部活動の地域移行とは令和4年6月にスポーツ庁での有識者会議で提言された、公立中学校における休日の運動部の部活動を外部に移行する部活動改革の1つです。移行先には総合型地域スポーツクラブや民間企業、スポーツ少年団、競技団体等が想定されており、移行先では複数の中学校で集まることが可能となります。（文化庁での有識者会議の提言は令和4年7月）
- 国では令和5年度から3年間は「改革推進期間」とし、実施主体である市町村がそれぞれの実情に応じて地域移行の取組や準備を進めていきます。運動部はスポーツ庁で、文化部は文化庁がそれぞれ所管し、部活動の地域移行に向けた各事業を展開しています。

部活動の地域移行の目的と課題

【目的】

- 公立中学校の生徒数は1986年以降、右肩下がりで減少しています。これは出生率の低下によるもので、今後もさらなる生徒数の減少が見込まれます。そのため、特にサッカーや野球のように1チームあたりの人数が多い競技では、やりたくてもできなくなることも今後考えられます。そこで、地域のスポーツクラブなどに集まって活動ができれば、人数確保も可能となります。(持続可能性)

スポーツ環境の整備

【課題】

- 受け皿となるクラブ・団体や指導者など人材の確保。（支援・育成）
- 家庭の費用負担の増加。（会費・保険）
- 各大会の在り方の見直し。
- 学習指導要領の見直し。「部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する」→？

令和5年度からの休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けて

健康教育課

【福島県教育委員会】

- 実践研究（令和3年度から継続）
 - ・モデル地区での事例検証・共有
- 部活動改革検討委員会の開催
 - ・部活動の適正化に向けた提言
- 「地域運動部活動推進事業」
「部活動指導員配置事業」説明会の実施
 - ・市町村担当者を参集
 - ・事例の共有 等

【モデル地区での成果を各市町村へ普及させる上での2つの視点】

- 少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむ機会の確保。
- 働き方改革の推進と、学校教育の質の向上。

【県スポーツ課・県スポーツ協会】

【地域スポーツ環境の整備】

- 地域による受皿の確保に向けての取組
 - ・総合型地域スポーツクラブの整備促進
 - ・競技団体、市町村体育協会・スポーツ少年団本部等への協力依頼
- 各地域における人材の調査・確保

連携

連携・支援

段階的な地域移行へ

段階的とは…

市町村教育委員会における取組を、それぞれの実状に合わせてステップアップしていく。

（例）

- ・取組①まで進んでいれば、取組②によるスケジュール作成に取り掛かる
 - ・取組②の移行に向けたスケジュールを作成したら、それに合わせて次年度に向けた予算編成を行う。
- ※取組③と④は並行して進めるのが望ましい
（複数の運営団体に関わる場合、予算規模が変わってくるため）

【市町村教育委員会】

目安	取組の内容	手立て
R5 まで	取組① 地域移行に向けた「協議会※」の設置・機能開始 ・部活動指導員の条例・規則整備及び段階的な導入 取組② 「協議会」による工程表作成と実行 ・持続可能な形での移行に向けたスケジュールの作成	1. コーディネータの配置
R6 まで	取組③ 予算措置（保護者負担分も含めた）の検討 ・各市町村予算編成に間に合わせる 取組④ 運営団体・人材の調査・確保、団体や学校との連絡調整 ・地域団体（総合型地域スポーツクラブ、競技団体、市町村スポーツ協会・スポーツ少年団本部 等） ・民間団体（民間スポーツクラブ、人材派遣会社 等）	2. 運営団体・実施主体の整備充実 3. 指導者の配置
R7 まで	取組⑤ 地域・保護者への説明・理解（費用負担等） ※ 進捗状況に応じて、地域・保護者に情報提供していく。	取組を加速

連携・支援

【各学校】

- 地域移行に関する校内での情報共有
- 部活動の改編
- 教職員への意向調査（兼職兼業等）
- 生徒・保護者への説明
- 運営団体との連絡調整

※地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるための組織

(参考) 各市町村の実情を踏まえた移行パターンについて

— 改訂版 — 地域運動部活動推進ガイドラインより抜粋
～運動部活動の段階的な地域移行に向けた考え方～

令和5年3月 福島県教育委員会

- (1) 総合型地域スポーツクラブ型
- (2) 拠点校型
- (3) 地域・学校設立（コミュニティ）型
- (4) 単一団体型
- (5) 民間・大学連携型
- (6) 行政主導型

【委託事業】モデル地区による実証事業

（運動部：4つの市・町）

市町村名	会津若松市	喜多方市	川俣町	三春町
対象等	中学校の運動部に所属する全ての生徒 (11校13競技)	市内全7校の中学生	川俣中学校の生徒	2校の中学生 ・三春中学校 ・岩江中学校
受け皿となる団体等	<ul style="list-style-type: none"> 市体育協会所属各競技団体 きたあいづスポーツクラブ 部活動指導員 大戸地区体育連盟 	<ul style="list-style-type: none"> 市卓球協会 剣道連盟喜多方支部 保護者会(野球) 民間サッカークラブ やまとスポーツクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人かわまたスポーツクラブ(SC) 	<ul style="list-style-type: none"> 町体育協会 町スポーツ少年団 町スポーツ推進委員 地域スポーツ指導者
概要	市立中学校全校・全ての運動部活動で部活動週末合同練習会を実施する。 市体育連盟に所属する各競技団体に練習会の運営責任者・指導者を依頼し、活動をする。	部活動顧問や生徒、クラブや指導者との連絡調整、休日の部活動の指導を担当。 ・競技別コーディネーター ・学校区別コーディネーター	令和5年度は、指導者が確保でき、持続可能な活動が見込める5つの部活動を移行する。	地域人材バンクを設置し、地域の指導者育成・確保と指導者体制を構築する。 ※指導者と学校のマッチング
移行パターン	<ul style="list-style-type: none"> 拠点校型 単一団体型 総合型地域スポーツクラブ型 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点校型 単一団体型 総合型地域スポーツクラブ型 民間・大学連携型 	総合型地域スポーツクラブ型	行政主導型

【補助事業】 地域移行に向けた体制整備事業 (6つの市・町)

- 方針策定や体制構築等に係る協議会の開催
- 域内における地域スポーツ活動状況等の実態把握調査

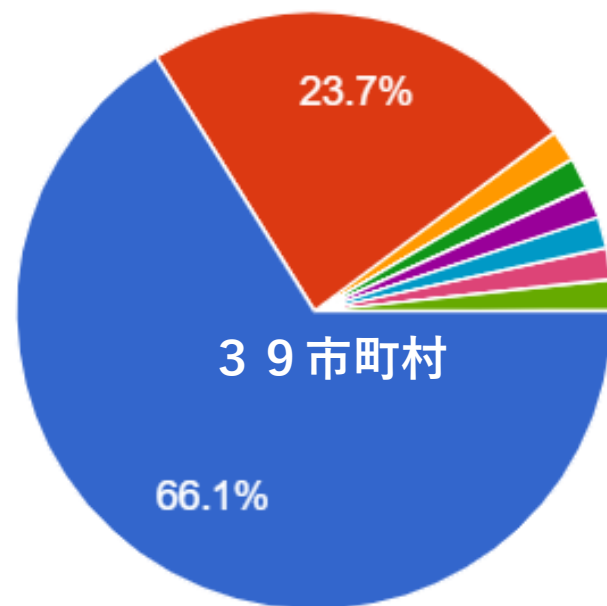
福島市	白河市	会津若松市
桑折町	国見町	会津美里町

【運動部活動の地域移行に関する実態調査】

- ・ 調査方法 GoogleフォームによるWeb回答
- ・ 調査対象 県内59市町村教育委員会
- ・ 調査期間 令和5年5月22日～6月7日

「部活動の地域移行」の主管（担当）課について

59件の回答

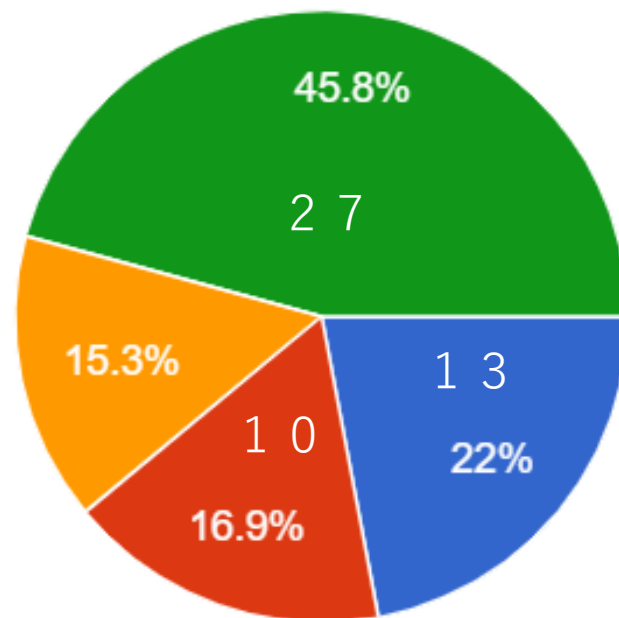


- 学校教育（体育）担当課
- 社会教育（生涯学習）スポーツ担当課
- 学校教育、社会教育両方
- 教育課（教育総務担当）
- 教育課
- 上記双方の課にて情報共有を行いながら進めている
- 現時点では学校教育課だが、段階的に社会体育担当課へ移行していく予定
- 学校教育課と生涯学習課で一緒に担当...

【運動部活動の地域移行に関する実態調査】

運動部活動の地域移行について

59 件の回答

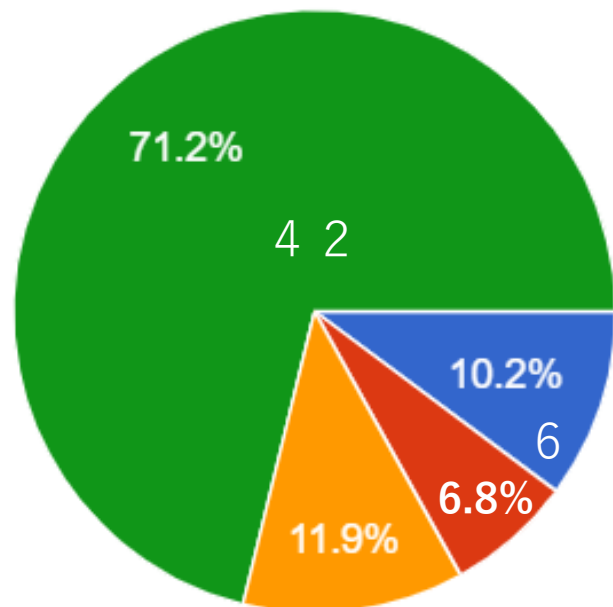


- 令和5年度当初から（段階的に）取り組んでいる
- 令和5年度途中から取り組む予定
- 令和6年度以降取り組む予定
- 検討中・未定

【運動部活動の地域移行に関する実態調査】

令和5年度「部活動の地域移行」に向けた予算について

59件の回答

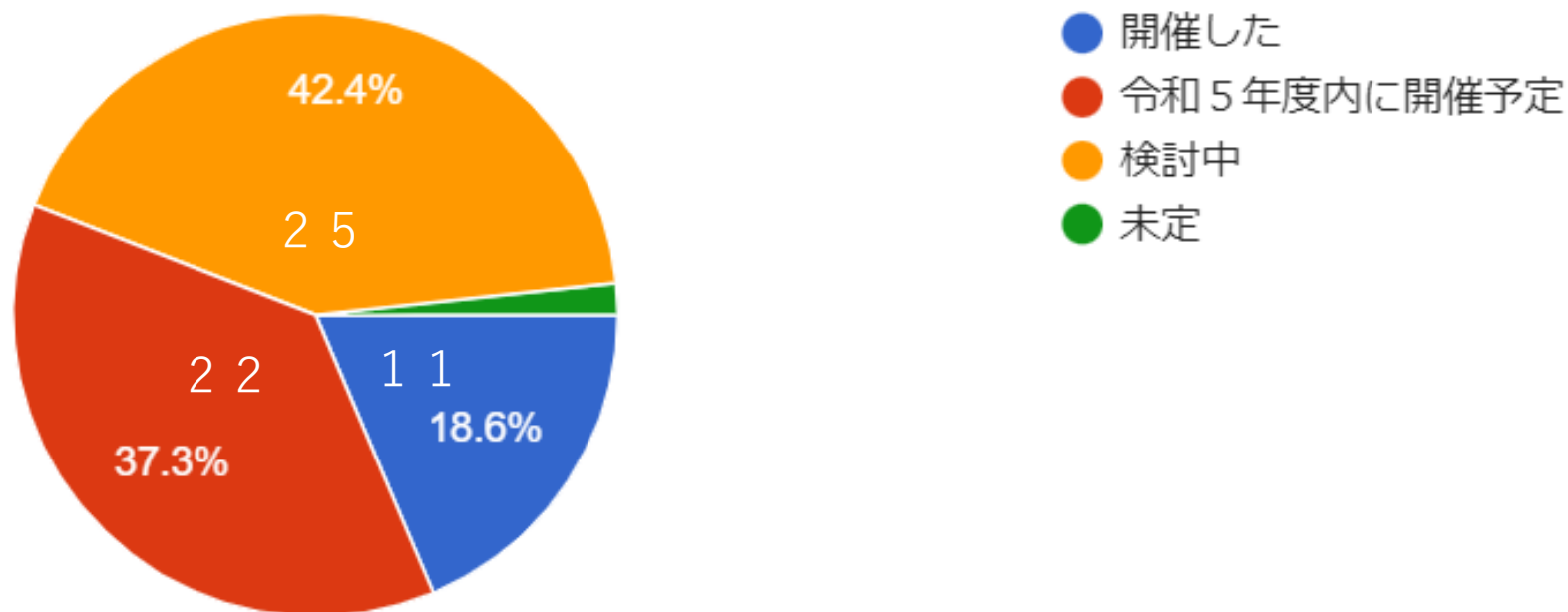


- 市（町村）独自で予算を確保して実施
- 市（町村）予算と国（県）の委託事業を活用
- 市（町村）予算と国（県）の補助事業を活用
- 令和5年度は予算を計上していない

【運動部活動の地域移行に関する実態調査】

部活動の地域移行に向けた協議会（検討会議）の開催について

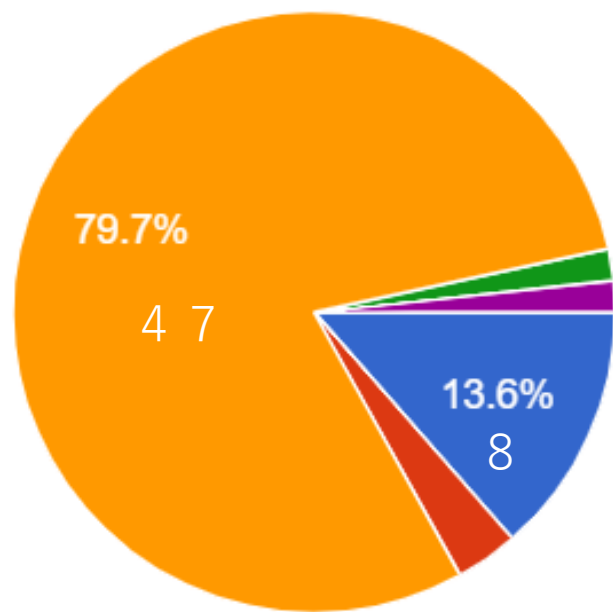
59 件の回答



【運動部活動の地域移行に関する実態調査】

運営団体・実施主体について

59件の回答



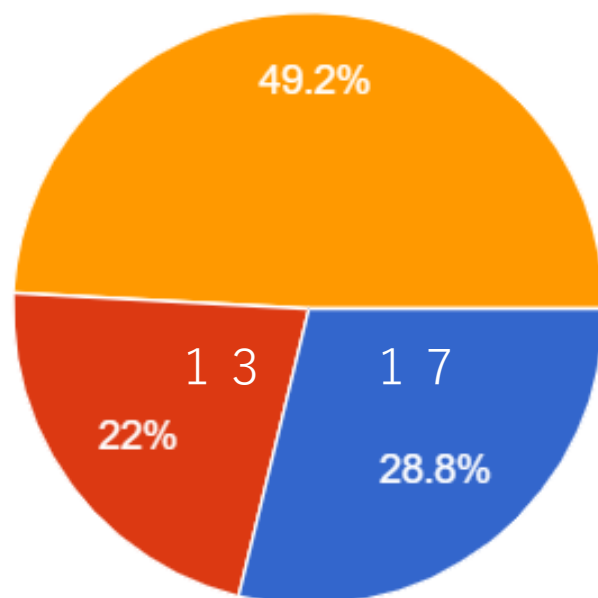
- 受け皿となる団体（既存）がある
- 受け皿となる団体を新たに設立予定
- 未定
- 公益財団法人を想定しているが
予算措置していない
-

総合型地域スポーツ クラブ	スポーツ少年団	競技団体・体育連盟
6	2	4

【運動部活動の地域移行に関する実態調査】

教職員への情報提供について

59件の回答

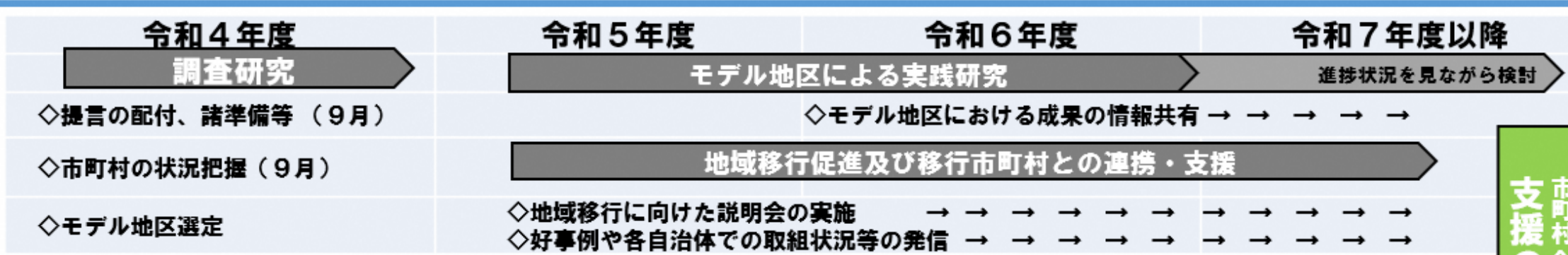


- 情報提供した
- 令和5年度内に情報提供する予定
- 検討中・未定

ウ 義務教育課

本県における文化部活動の
地域移行における取組

福島県

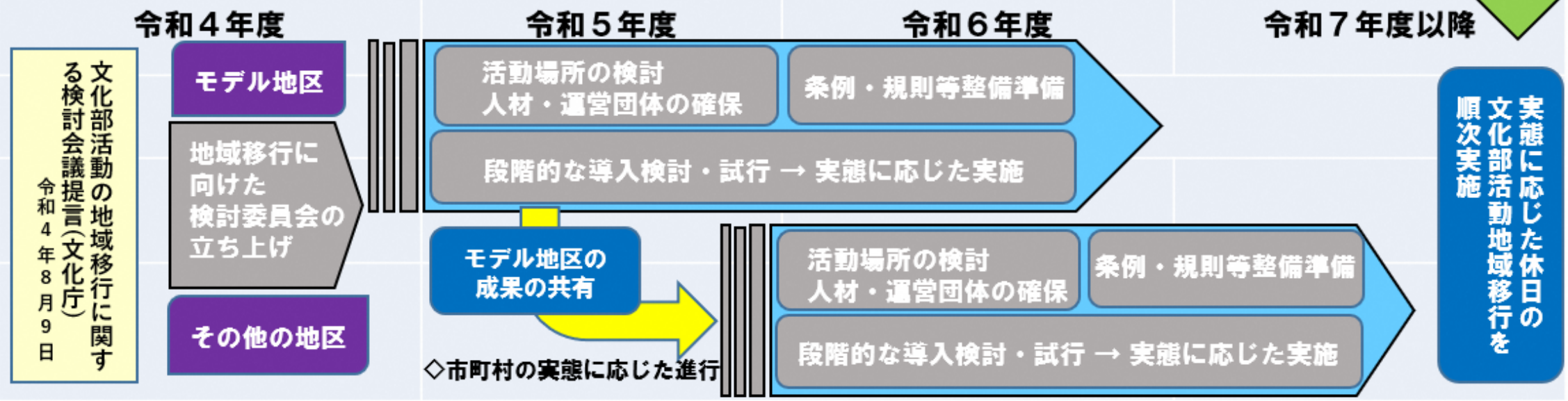


課題の残る市町村への支援の継続

運動部活動と合同
連携部活動改革検討委員会・地域移行説明会

コーディネーターの配置、運営団体・実施主体の整備充実、指導者の配置への支援

市町村



推進するにあたっての調査（文化部を幅広く調査）

◎ 社会教育課との連携

- ☞ 公民館の活用状況や活用団体等の調査
- ☞ 地域学校協働本部事業との関わり 等

◎ 文化振興課との連携

- ☞ 福島県芸術文化団体連合会加盟団体（全県組織文化団体及び市町村文化団体）との関わり

音楽系部活（吹奏楽等）の地域移行を想定した調査

◎ 義務教育課担当者によるヒアリング

- ☑ 指導者の確保
- ☑ 予算確保
- ☑ 活動場所の確保
- ☑ 生徒のニーズ
- ☑ 保護者や地域の理解
- ☑ 楽器の管理
- ☑ モデル地区となり得る可能性

エ スポーツ課

県内における生涯スポーツの
推進に向けて

令和5年度 地域スポーツ推進会議

(R5.5.9)



目的

県内における生涯スポーツを推進するため、各地域における地域スポーツ環境の受け皿としての総合型地域スポーツクラブの創設や人材の確保など、市町村に共通する課題を洗い出し、県や市町村、各スポーツ関係団体等が一体となってそれぞれが取り組むべき方向性について議論する新たな会議を設置する。

第1回地域スポーツ推進会議（7月予定）

➤ 総合型地域スポーツクラブの課題(テーマ)毎に複数の分科会を設置し、市町村に共通する課題の洗い出しを行い議論する。

【想定される主な課題(テーマ)】

- ①「クラブの創設」②「人材の確保」③「継続的安定的な運営」④「広域連携」など
- (参加者)市町村スポーツ主管課、スポーツ推進委員協議会 など

○課題を整理し、類型化



有識者からの助言・課題の整理（8月予定）

➤ 第1回地域スポーツ推進会議で整理した課題について、有識者からの助言を得て、市町村、県それぞれの立場から取り組むべき課題についての対応策を取りまとめる。

(参加者)スポーツ推進委員協議会、スポーツクラブ連絡協議会、総合型地域スポーツクラブ支援アドバイザー など

○課題解決に向けた対応策の検討(SC未設置町村への支援策等)

第2回地域スポーツ推進会議（9月予定）【オンライン開催】

➤ 有識者からの助言等を踏まえ課題解決に向けた対応策について、市町村へフィードバックするとともに、今後の対応策や方向性などについて議論する。

(参加者)市町村スポーツ主管課、スポーツ推進委員協議会 など

【今年度の対応】

○ 市町村や各スポーツ関係団体

→ 独自の取組の実施

○ 県

→ 既存事業(総合型地域スポーツクラブ支援アドバイザー派遣事業)による支援の展開

【翌年度に向けての対応】

○ 県の翌年度以降の支援策の検討(関係各課等との協議・調整による支援[事業の構築等])

○ 市町村との課題共有や事業化に向けた指導・助言等



令和6～7年度予定

各種事業の実施(市町村・県)

↓
地域スポーツ推進会議

進捗状況の把握
事業・課題の情報共有

事業の目標

- ① 総合型地域スポーツクラブ
全国協議会登録認定クラブの
全市町村への設置を目指す。
R4 28市町村設置済
(未設置31町村)

⇒ R7年度以降
全59市町村への設置を
目指す

- ② 生涯スポーツに関連する行
事(市町村主催のスポーツ行
事)に参加した人数
「福島県市町村活動状況調査」
R4 112,246人

⇒ R7年度以降
320,000人を目指す

オ 県スポーツ協会

カ 広域スポーツセンター

(3) 報告事項

ア 部活動の地域移行に関する 業務の分担

部活動の地域移行に向けた業務の分担等について

<u>小学校長会</u>	地域移行の情報共有	<u>中体連</u>	地域クラブの大会参加の体制整備	<u>スポーツ課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツの振興 ・市町村のスポーツ主管課への情報提供
<u>中学校長会</u>	地域移行の情報共有	<u>義務教育課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化部活動の地域移行委託事業の推進 ・市町村教委への情報提供 	<u>文化振興課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化団体等への支援・育成 ・文化団体等への情報提供
<u>高等学校長協議会</u>	地域移行の情報共有	<u>高校教育課</u>	県立高校入試制度(調査書の記入等)の確認	<u>スポーツ協会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成・研修 ・情報提供(競技団体へ)
<u>高体連</u>	運動部活動の在り方の工夫	<u>職員課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の兼職兼業 ・教員の勤務実態調査による検証 	<u>広域スポーツセンター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援 ・SC連絡協議会との調整
<u>高文連</u>	文化部活動の在り方の工夫	<u>健康教育課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の実態把握 ・市町村教委への情報提供(フィードバック) 	<u>スポーツ少年団</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成・研修 ・情報提供

6月30日付け発出

一部抜粋

市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
福島県文化スポーツ局長
(公財) 福島県スポーツ協会長

内容	業務担当	電話
運動部活動に関すること	福島県教育庁 健康教育課	024-521-8409
文化部活動に関すること	福島県教育庁 義務教育課	024-521-7774
教員のサービス・勤務（兼職兼業）に関すること	福島県教育庁 職員課	024-521-8631
地域のスポーツ活動に関すること	文化スポーツ局 スポーツ課	024-521-7995
地域の文化活動に関すること	文化スポーツ局 文化振興課	024-521-7154
指導者の育成・競技団体に関すること	(公財) 福島県スポーツ協会	024-521-7896
総合型地域スポーツクラブに関すること	ふくしま広域スポーツセンター (福島県スポーツ協会内)	024-521-7896
スポーツ少年団に関すること	福島県スポーツ少年団本部 (福島県スポーツ協会内)	024-524-3833

(3) 報告事項

イ 市町村向けポータルサイト



現在地 [ホーム](#) > [組織でさがす](#) > 健康教育課

健康教育課



このスライドはイメージです。
市町村名をクリックすると、その市町村の取組を見ることができます。

学校体育・体力向上

- ▶ [「学校部活動の在り方に関する方針」](#)
- ▶ [「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の概要をお知らせします](#)
- ▶ [「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の概要をお知らせします](#)
- ▶ [毎日元気よく体を動かそう！](#)
- ▶ [令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の概要をお知らせします](#)
- ▶ [学校体育・体力向上（全国体力・運動能力、運動習慣調査結果等）](#)
- ▶ [「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の概要をお知らせします](#)
- ▶ [ふくしまっ子児童期運動指針](#)

部活動の地域移行ポータルサイト

- ▶ [会津若松市](#)
- ▶ [喜多方市](#)

(4) 実践発表

市や町の取組

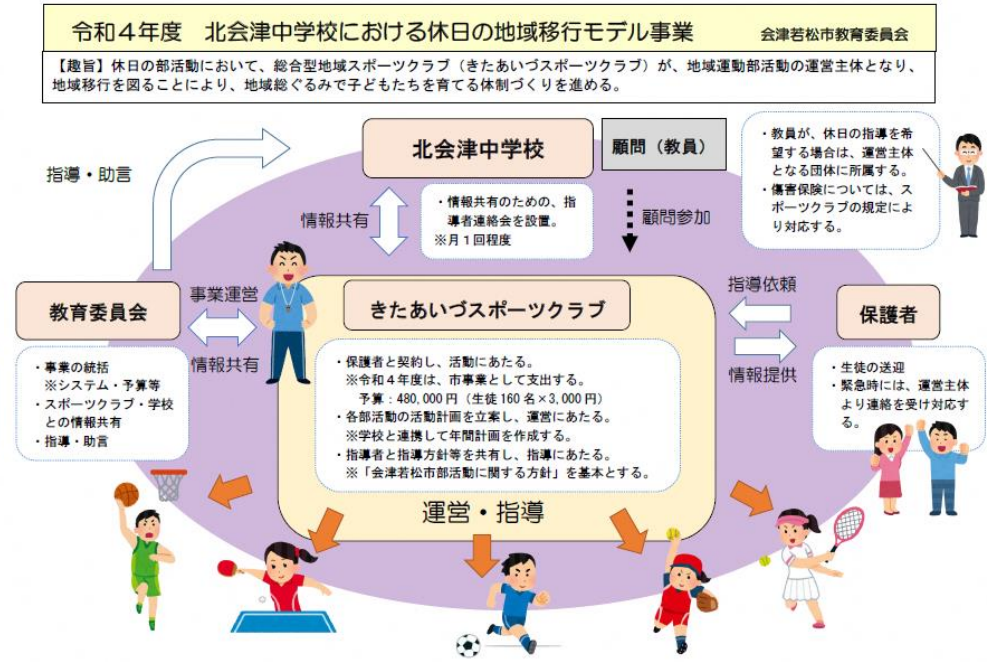
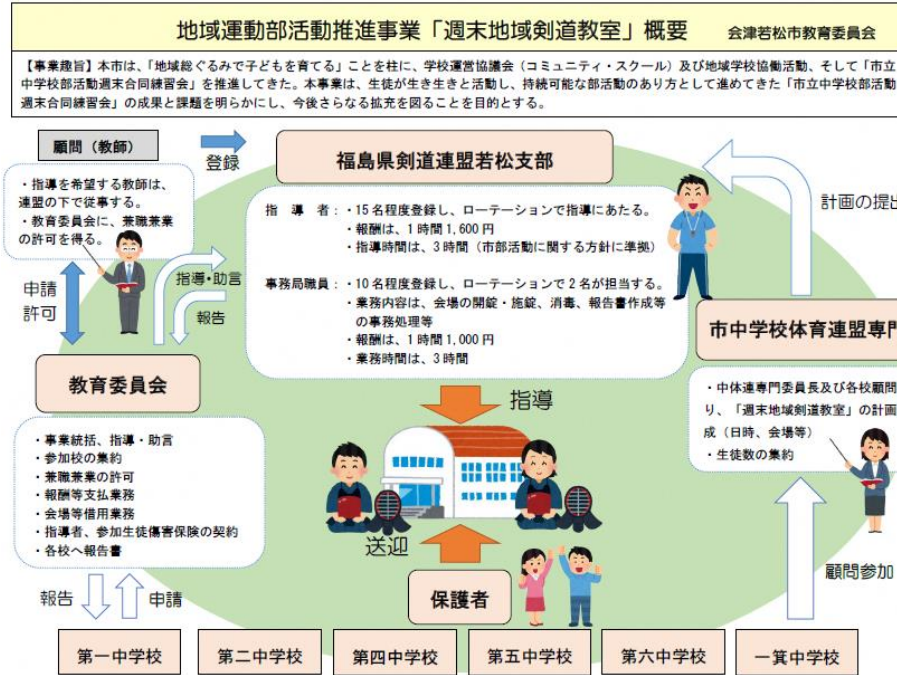
令和5年度
福島県部活動の地域移行に関する情報交換会

令和5年7月7日（金）

会津若松市教育委員会

地域運動部活動推進事業の成果

令和3・4年度



【合同練習会モデル（週末地域剣道教室）】

- 令和5年度からの本市の運動部活動地域移行の中心となる部活動週末合同練習会の実施のための課題や改善策を検証することができた。
- 剣道競技において、複数校が主体的に週末に合同の練習会を実施することにより、生徒数減少に対応した部活動の活性化を図ることができた。
- 本モデルでの実施方法等を生かし、他種目でも実施することにより、部活動の活性化を図りたい。

【総合型地域スポーツクラブモデル（きたあいづスポーツクラブ）】

- 中学校と総合型地域スポーツクラブが連携することにより、きたあいづSCが実施主体となって、地域スポーツの活性化を図ることができた。
- 運営並びに指導を地域の人材が行うモデルとして、令和8年度に休日の部活動が地域に完全移行された際の課題や改善すべきポイントを検証できた。
- 本モデルの成果を、総合型地域スポーツクラブや地域団体移行時の参考にしたい。

地域運動部活動推進事業について

【事業概要】

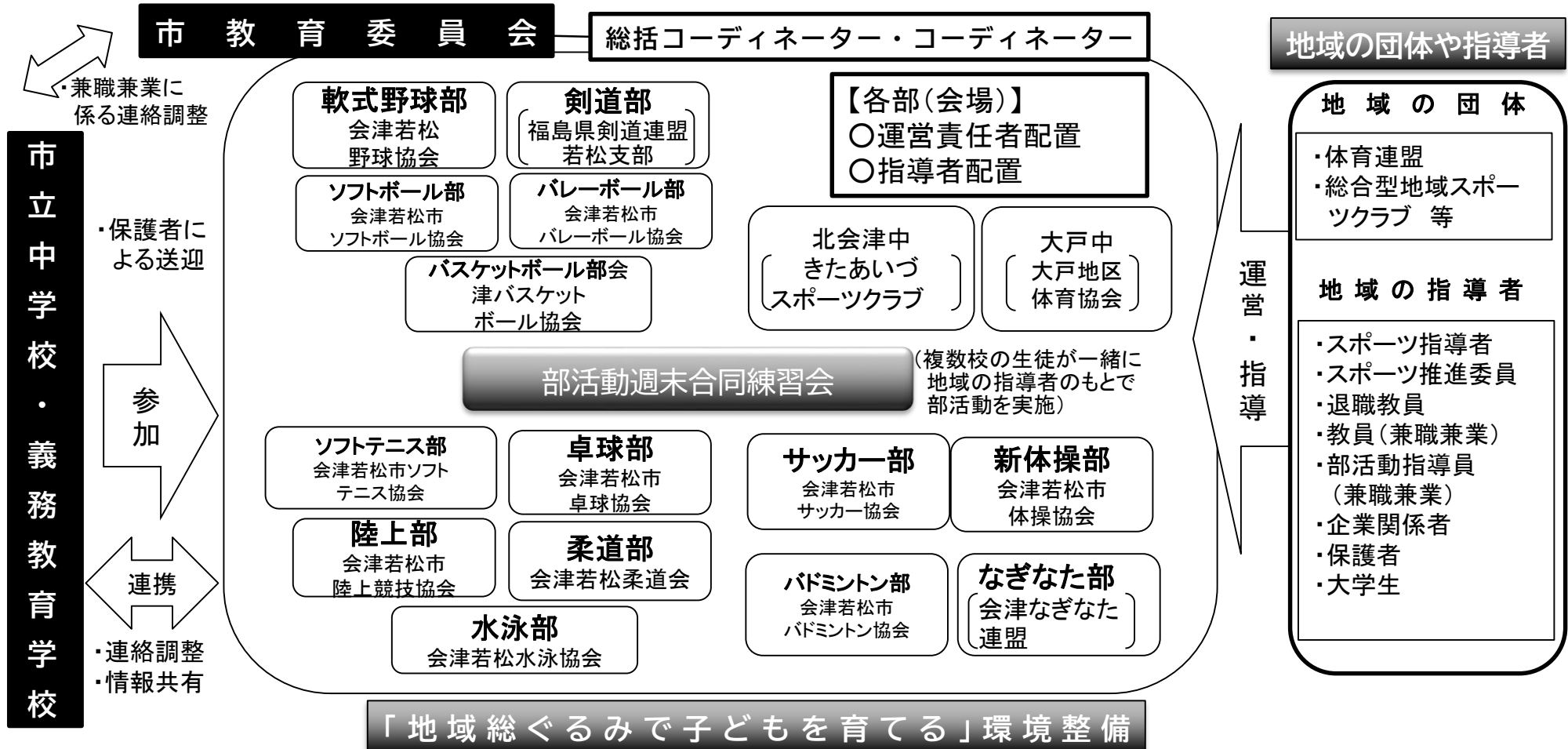
休日における部活動を地域の活動として実施できる環境を整備するため、関係団体等と連携し地域人材を確保するとともに、運動部活動における指導者及び競技者の質的な向上を目指し、学校と地域、競技団体等の協働による「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境を整備する。

- 部活動の価値を重視し、各学校において生徒が選択できる部活動の数を減らさない。
- 休日には地域の多くの専門家の力を借りて、その競技の本質的な楽しみを味わい、技術の向上を図るとともに、社会性を培う。
- 複数校の生徒と一緒に練習することにより、切磋琢磨し、友情を育てる。

【事業背景】

少子化による生徒数の減少に伴い、特にチームスポーツにおいては、学校単位での練習や大会の参加が困難な状況ある。

このような社会情勢の変化を踏まえ、国(スポーツ庁)における新たなスポーツ環境の構築に向けた部活動改革において、休日の部活動を学校から地域の取組へ移行する「運動部活動の地域移行」方針が示された。



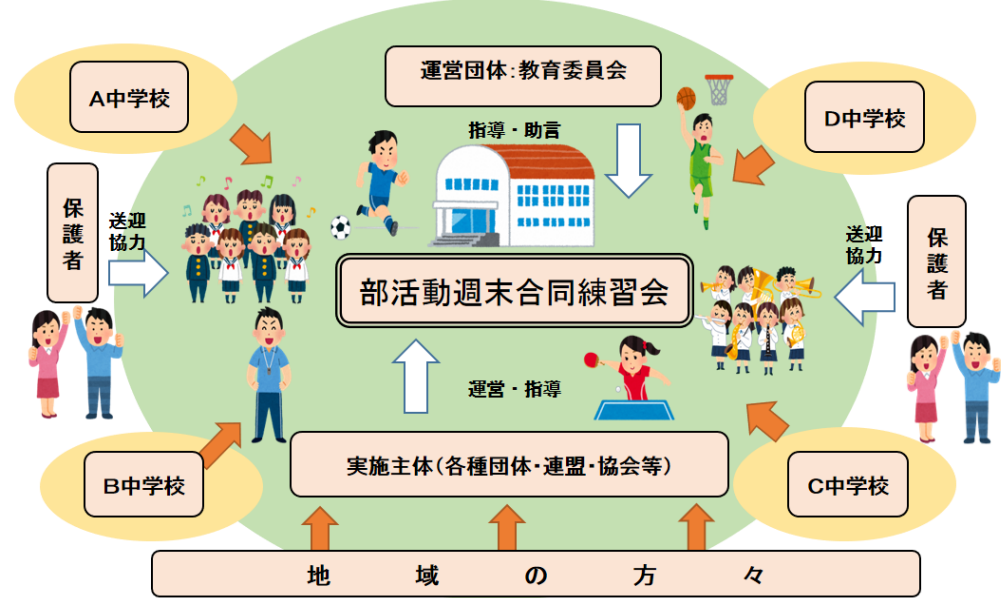
本市の運動部活動の地域移行の取組状況①

指導者登録数及び実施回数

NO	種目	団体名	登録者数 (人)	実施回数 (回)		
				4月	5月	6月
1	剣道	福島県剣道連盟若松支部	21	0	3	0
2	柔道	会津若松柔道会	4	0	2	1
3	なぎなた	会津なぎなた連盟	16	3	6	0
4	卓球	会津若松市卓球協会	26	0	1	0
5	バレーボール	会津若松市バレーボール協会	中体連終了後より、実施開始する。			
6	バドミントン	会津若松市バドミントン協会	10	0	1	1
7	ソフトテニス	会津若松市ソフトテニス協会	13	0	1	1
8	ソフトボール	会津若松市ソフトボール協会	3	1	2	3
9	サッカー	会津若松市サッカー協会	15	6	9	0
10	バスケットボール	会津バスケットボール協会	7	2	1	0
11	陸上	会津若松市陸上協会	15	1	3	1
12	水泳	会津若松市水泳協会	7	0	0	4
13	体操	会津若松市体操協会	3	0	2	1
14	野球	会津若松野球協会	6	1	1	0
15	大戸町体育連盟	卓球	7	3	2	1
16	きたあいづ スポーツクラブ	サッカー	3	3	4	3
		ソフトボール	2	3	2	2
		卓球	2	3	4	3
		ソフトテニス	1	1	2	2
		バスケットボール	5	3	4	3
			166	30	50	26

部活動週末合同練習会

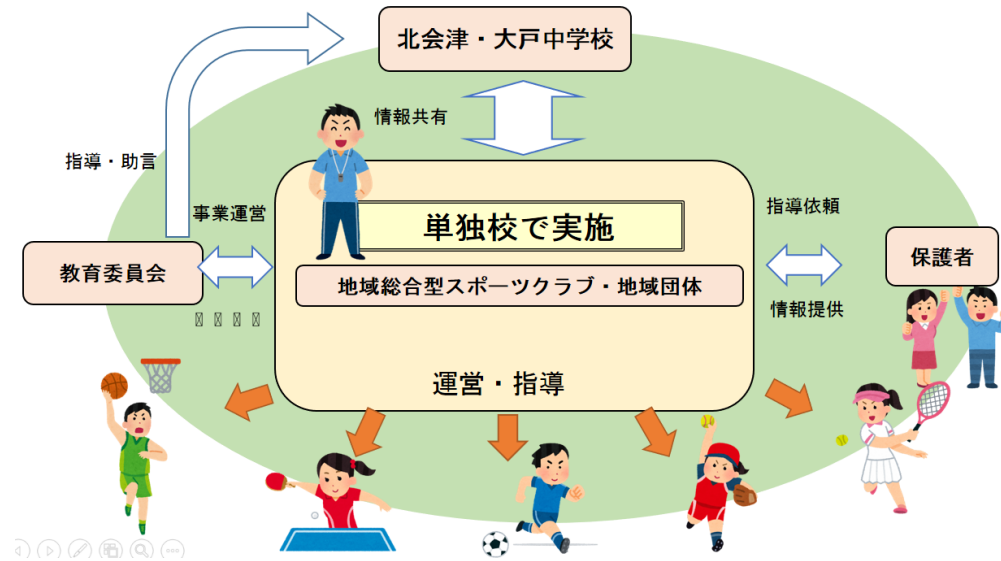
会津若松市教育委員会



部活動週末合同練習会

会津若松市教育委員会

○遠隔地の部活動を総合型地域スポーツクラブや地域団体が実施主体となり競技の指導を行う。



本市の特徴的な取組

	【本市の移行方針】
改革理由	<p>○地域ぐるみで子どもを育て、生徒の選択できる部活動を減らさないため。</p> <p>→部活動の価値を重視し、休日は地域の専門家の力を借り、競技本来の楽しみを味わうとともに、複数校の生徒と切磋琢磨し、友情を育てる。</p>
参加費の設定	<p>○基本的に無償であった部活動の参加費については、地域の指導者が行うことになっても無償とする。</p> <p>→「平日は教員が、休日は地域の指導者が部活動を指導する」ということを基本にし、受益者負担を求めないで地域に移行する考えである。</p>
部活動の加入	<p>○基本的には、全員加入の活動とする。</p> <p>→部活動は、心身を育成する上で大変重要な教育活動であることを重視し、本市では基本的には全員加入とする。強い希望ではなく入部しても、学ぶこと、身に付けることはとても多い。なお、休日にクラブチームやスポーツ少年団等に所属している生徒は、今まで通りの選択でかまわない。</p>

役割・任用形態・報酬等

職名	役割	任用形態・報酬等
<p>【総括コーディネーター】 【コーディネーター】</p>	<p>◎関係者との連絡調整・指導助言等を行う。 ○実施主体との調整 ・連絡調整（指導者の確保・派遣の調整等） ・スケジュール、活動場所の全体調整 ○指導者研修会の計画・実施 ○会計事務補助（とりまとめ）実績確認書管理 ○部活動連絡協議会の運営（年3回）</p>	<p>【身分】 有償ボランティア（行政協力員） ※市教育委員会からの委嘱 【謝金】 1,600円/時間 【保険】 （傷害）行政協力員団体傷害保険 （損害）学校災害賠償補償保険</p>
<p>【指導者】 1会場あたり3名程度で指導に取り組む。（参加人数や種目の特性に応じて調整を行う。）</p>	<p>○生徒への礼法指導 ○生徒の健康観察 ○練習の準備指示 ○生徒への技術指導 ○練習の後片付けの指示</p>	<p>【身分】 有償ボランティア（行政協力員） ※市教育委員会からの委嘱 【委嘱期間】 4月1日から翌年3月31日 【保険】 （傷害）行政協力員団体傷害保険 （損害）学校災害賠償補償保険 【活動日数】 30日/年 （1日あたりの活動時間は3時間程度） 【謝金】 1,000円/時間 （会場までの移動経費は本人負担）</p>
<p>【運営責任者】 移行初期は、参加校顧問1名が □オーテーションで運営する。 （競技団体での対応も可能。）</p>	<p>○会場の開閉 ○受付 ○消毒 ○見回り ○事故発生時の対応 ○報告書作成</p>	<p>【身分】 有償ボランティア（行政協力員） ※市教育委員会からの委嘱 【委嘱期間】 4月1日から翌年3月31日 【保険】 （傷害）行政協力員団体傷害保険 （損害）学校災害賠償補償保険 【活動日数】 30日/年 （1日あたりの活動時間は3時間程度） 【謝金】 1,000円/時間 （会場までの移動経費は本人負担）</p>

文化芸術活動部の移行について

会津若松市教育委員会

1 はじめに

令和4年11月に、スポーツ庁と文化庁が連名で、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」をまとめ、運動部のみならず文化芸術部の活動も地域移行を行うという国の考えが示された。

少子化により、生徒が希望する活動がしにくい環境は運動部活動だけでなく、文化芸術部についても同様な状況となっている。本市においても同様な課題があり、文化芸術活動においても、学校と地域、文化芸術団体等との協働による「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境づくりを進めていく必要がある。

2 地域移行を行う文化芸術活動部について

本市の市立学校では、11校で9種類の文化芸術活動部がある。大会等の有無も考慮し、年間を通した継続的な文化芸術活動として、合唱部、吹奏楽部について地域移行を検討していく。

3 本市の地域移行方法(案)

(1) 合奏部

① 河東学園センター棟を拠点とした地域移行(合奏部)

ア 一斉練習会

- ・ 全校の生徒が集まって課題曲などの曲を合同で練習する。

イ パート別部活動週末合同練習会

- ・ 各パートで練習をする。

ウ ハイブリット型練習会

- ・ 一斉練習：多目的ホール パート別練習：PC室1・2、音楽室等

エ 活動目的別部活動週末合同練習会

- ・ コンクール志向、音楽を楽しむ志向に分かれての活動を行う。

② 各中学校を拠点とした地域移行

ア 部活動週末小中合同練習会

- ・ 小中学校が合同で活動を行う。

(2) 合唱部

- ・ 中学校音楽担当教員意見交換会を開催し、意見を集約する。(7月下旬)

合奏部イメージ図(1)

河東学園センター棟を拠点とした地域移行



合奏部イメージ図(2)

各中学校を拠点とした地域移行



令和5年度 部活動の地域移行に関する情報交換会

喜多方市の現状と今後の取組について

喜多方市教育委員会
生涯学習課スポーツ振興係 富田 真紀

喜多方市中学校部活動の現状

1 喜多方市内中学校の生徒数と部活動数の推移

	生徒数		部活動数		備考
	26年度	R5年度	26年度	R5年度	
第一中学校	315	275	13	12	(廃部)剣道部
第二中学校	337	279	13	13	
第三中学校	303	183	13	12	(廃部)柔道部
会北中学校	65	29	3	3	
塩川中学校	283	257	12	13	(新設)卓球部
山都中学校	65	33	3	3	
高郷中学校	36	25	3	3	(廃部)野球部 (新設)陸上部
合計	1,404	1,081	60	59	

※生徒数は年々減少しているものの、部活動数に大きな変動はない。

▼部員数の減少により、単独での運営ができない。→他校との合同練習会

▼教員数も減少するものの、必要な顧問の数は減少しない。→教員の負担増加

喜多方市中学校部活動の現状

2 市内中学校の合同部活動の状況

	学校名	部員数	部活動数
野球部	第一中学校	12	3校で合同部活動
	第二中学校	4	
	第三中学校	10	
	会北中学校	8	西会津中学校(西会津町)との3校で合同部活動
	山都中学校	9	
サッカー部	第一中学校	15	2校で合同部活動
	第二中学校	31	
	第三中学校	18	2校で合同部活動
	塩川中学校	18	
ソフトボール部	第二中学校	6	北会津中学校(会津若松市)と2校で合同部活動
	塩川中学校	11	田島中学校(南会津町)と桧枝岐中学校(桧枝岐村)と3校で合同チーム

① 中学校の部活動に高い指導力を有した部活動指導員を派遣

専門的な技術指導できる顧問がいない学校に指導者を派遣



会北中学校

○会北中学校 (10月～3月)

○高郷中学校 (10月～3月)



高郷中学校

27回 (指導者延べ36名)

12回 (指導者延べ17名)

②授業に部活動種目がない競技や文化芸術の指導者を派遣

部活動数が少ない小規模中学校に学習支援員を派遣



会北中学校（保健体育：ダンス）



高郷中学校（音楽：声楽）

○会北中学校 保健体育（ダンス計4回）

○高郷中学校 音楽（声楽2回、箏1回）

効果

- △小規模中学校におけるスポーツ・文化活動の「地域格差」の是正
- △生徒に様々な学習機会を提供し、生徒の向上心や知識を高める。

喜多方市「中学校部活動の地域移行」の取組

ステップ1

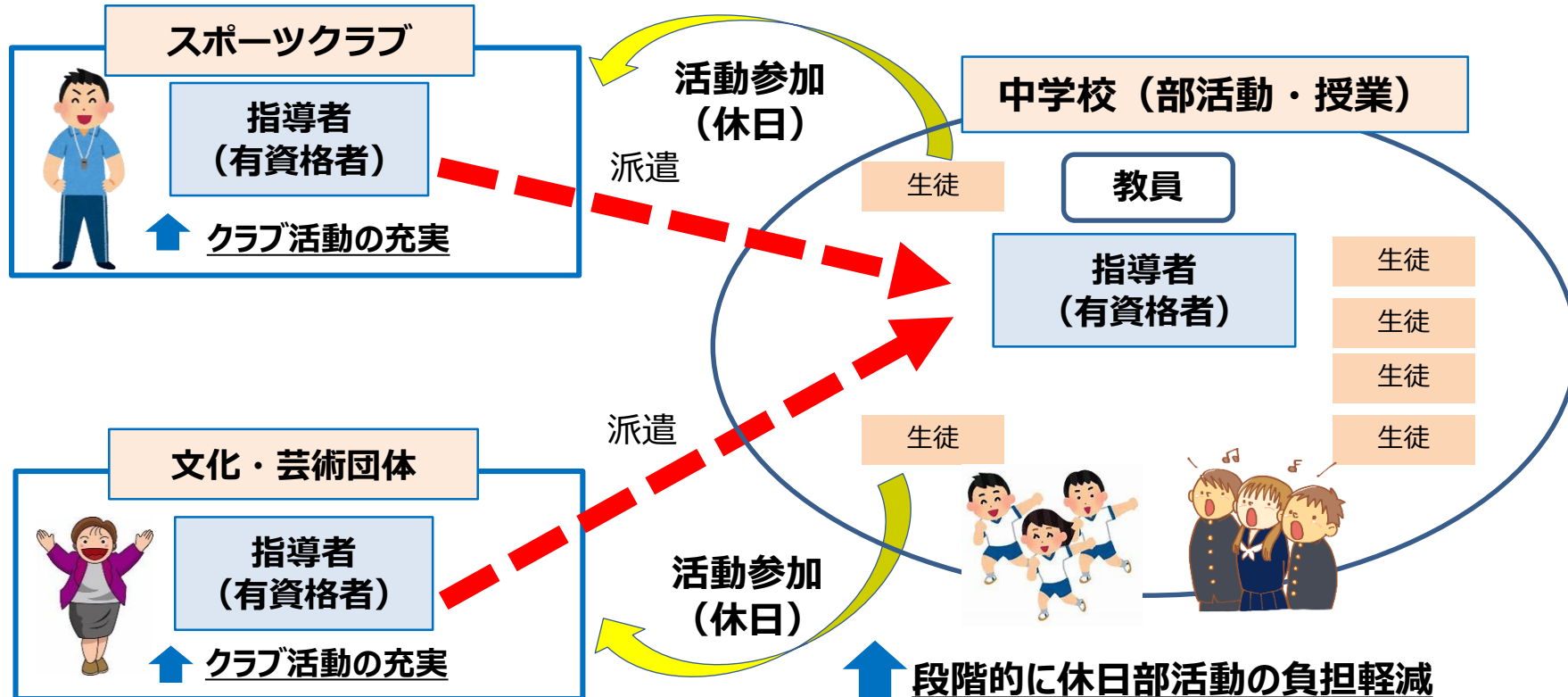
<令和4年度～>

- ① 中学校の部活動に高い指導力を有した部活動指導員を派遣
- ② 中学校の教育課程（授業）に、部活動種目でない競技や文化芸術の指導者を派遣

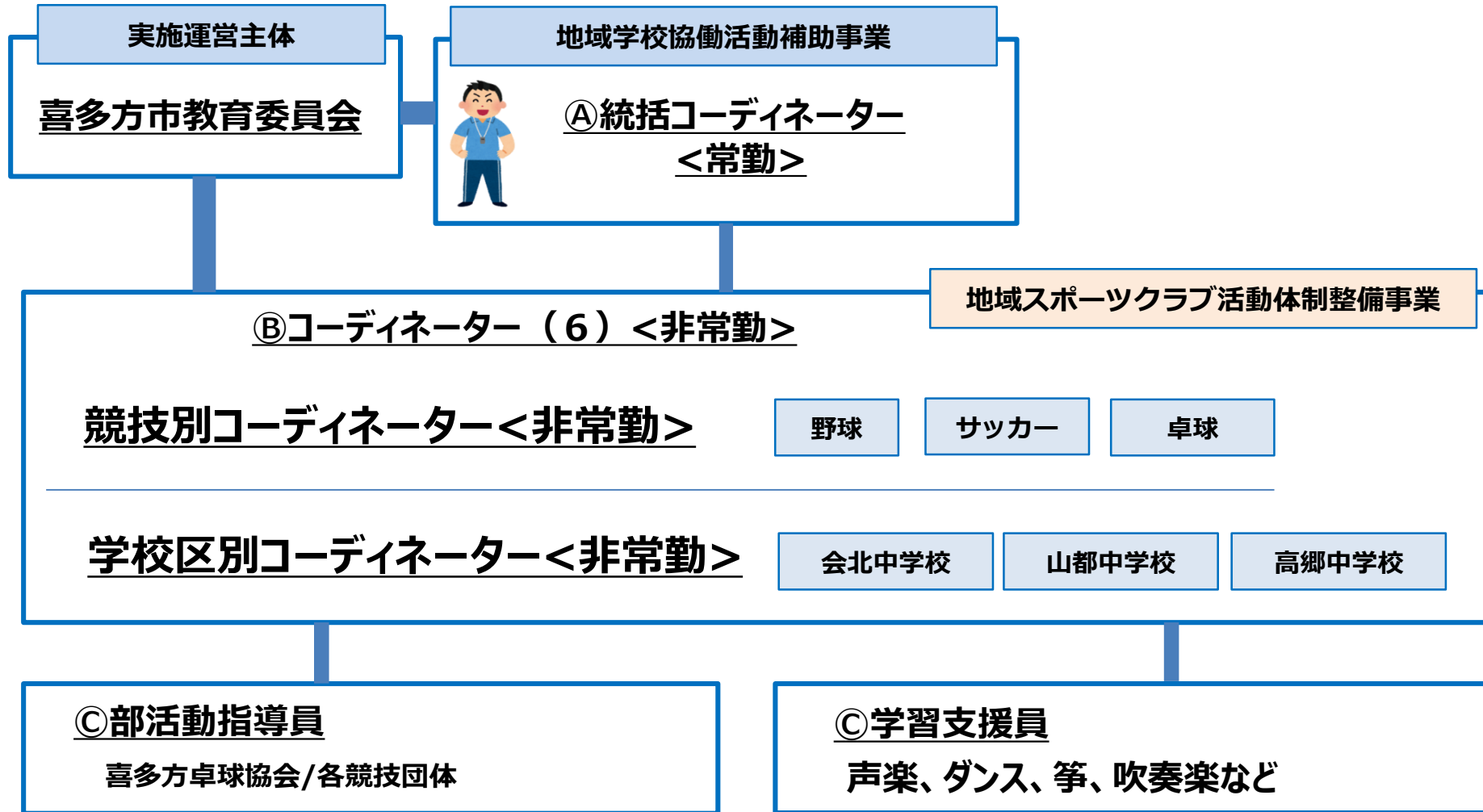
指導者
(有資格者)



生徒をスポーツクラブや文化芸術活動へ参加させる動機付けを行い、自主的なクラブ活動等への参加を促進させる。



地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）体制図



課題

- △有資格者（指導者）の育成と確保、人材バンクの一元化
- △就学援助世帯等の生徒への対応、傷害保険加入の在り方の検討

指導者の育成・確保に向けた取組

喜多方市スポーツ少年団登録単位団数と団員の推移

	H30年度	R4年度	比較
登録単位団数	43	32	▲10
団員数	1,012	783	▲229

喜多方市スポーツ少年団指導者数と年代別人数の推移

	H30年度	R4年度	比較	R4年代別の割合
指導者数	157	107	▲50	
(20歳代)	(7)	(2)	(▲5)	2%
(30歳代)	(39)	(22)	(▲17)	20%
(40歳代)	(53)	(39)	(▲14)	37%
(50歳代)	(33)	(22)	(▲11)	20%
(60歳以上)	(25)	(22)	(▲3)	21%

スポーツ指導者育成事業

※有資格者数

- △スタートコーチ取得費用と資格更新手数料の一部を助成
- △指導者の資質向上のため、スポーツ指導者講習会を開催

川俣町における部活動の 地域移行に向けた取組み

令和5年7月7日

川俣町教育委員会

1.現状

2.移行に向けた取組

3.経費について

4.スケジュール

(1) 町立中学校

川俣町には**2校**の中学校がある



川俣中学校

生徒数: 227名

部活動数: 10



山木屋中学校

生徒数: 5名

部活動数: 0

(2) 運動部活動

8つの種目で活動がおこなわれている

① フェンシング

⑤ 野球

② ハンドボール

⑥ 陸上

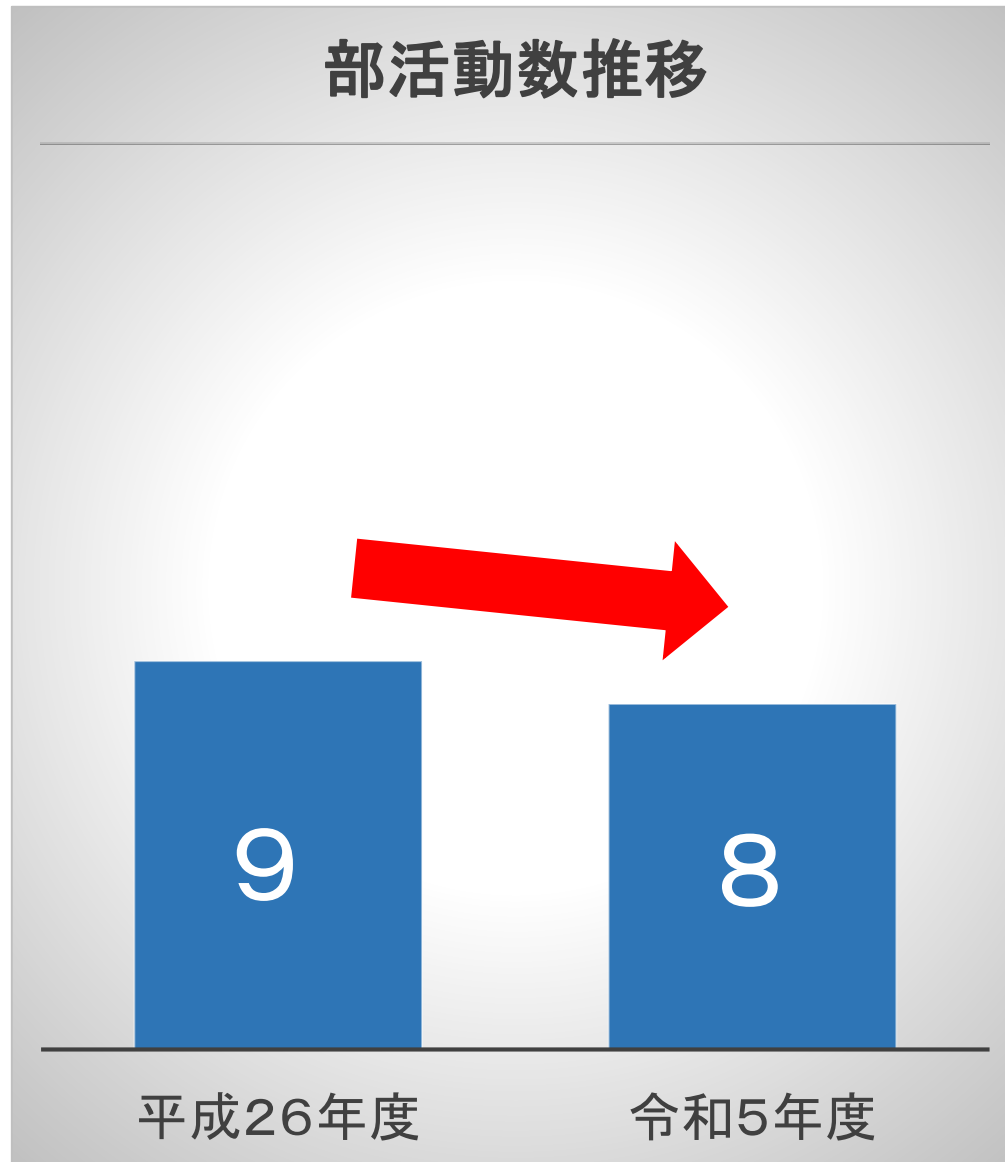
③ バレーボール

⑦ バドミントン

④ バスケットボール

⑧ ソフトテニス

(3) 運動部活動数の変移



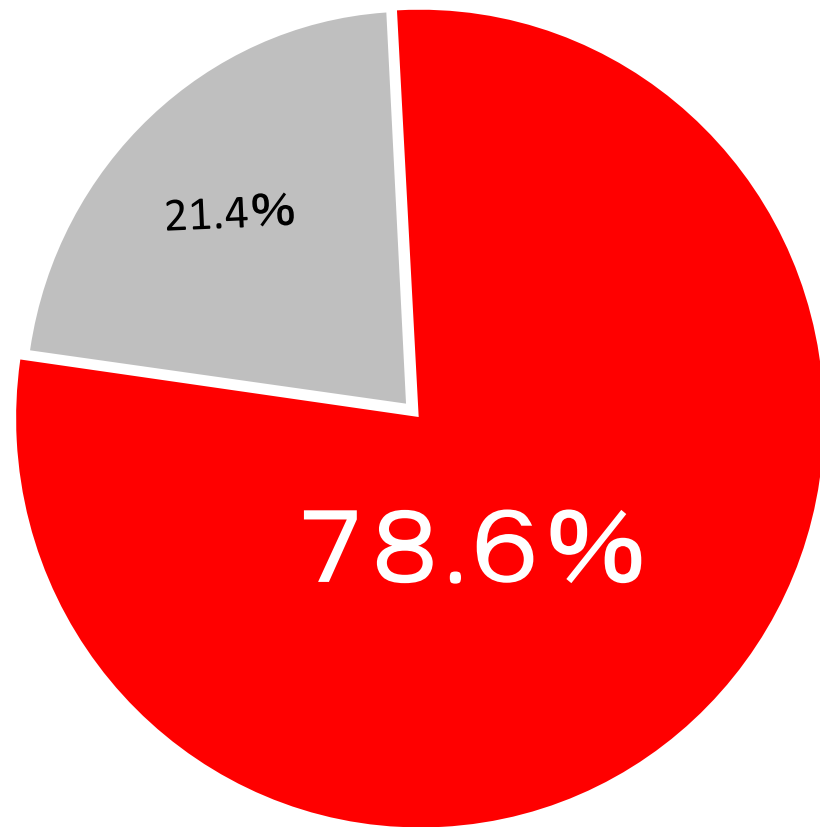
生徒数が減っているにも関わらず
部活動数は
ほとんど**変化なし**

↓

教員の**負担増**

(4) 部活動指導

【教職員が休日部活動に携わる割合】



教職員の
約8割
休日の指導

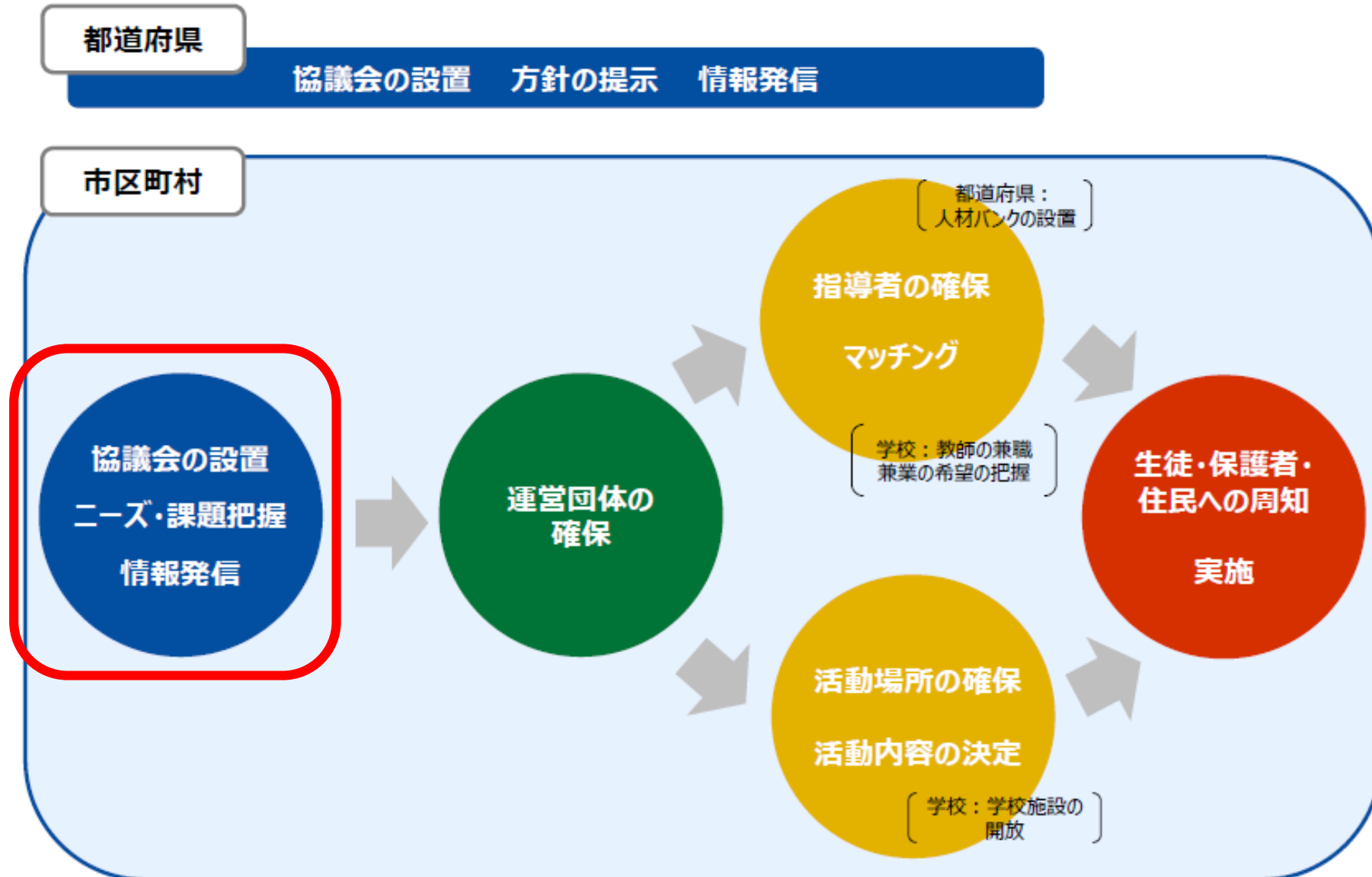
1.現状

2.移行に向けた取組

3.経費について

4.スケジュール

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）



抜粋「（参考資料）学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

(1) 検討委員会の開催

令和4年度に計3回の検討委員会を開催

○委員構成

スポーツ協会会長、スポーツ少年団本部長、各小中学校長等

○検討内容

実施主体、活動内容等

○委員からの意見

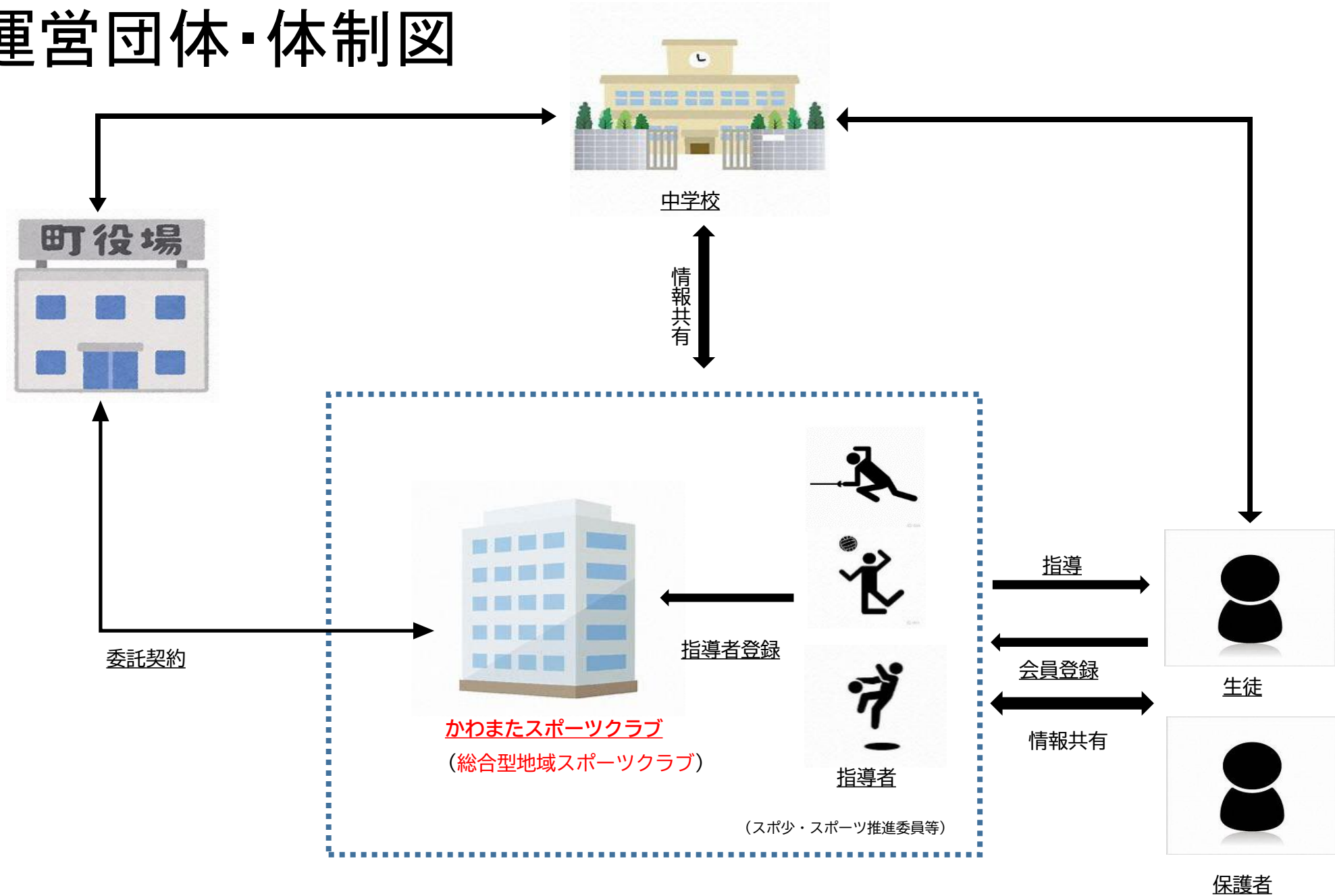
- ・既存の部活動競技は地域クラブ活動においても継続
- ・地域のスポーツ団体及び関係者との連携

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

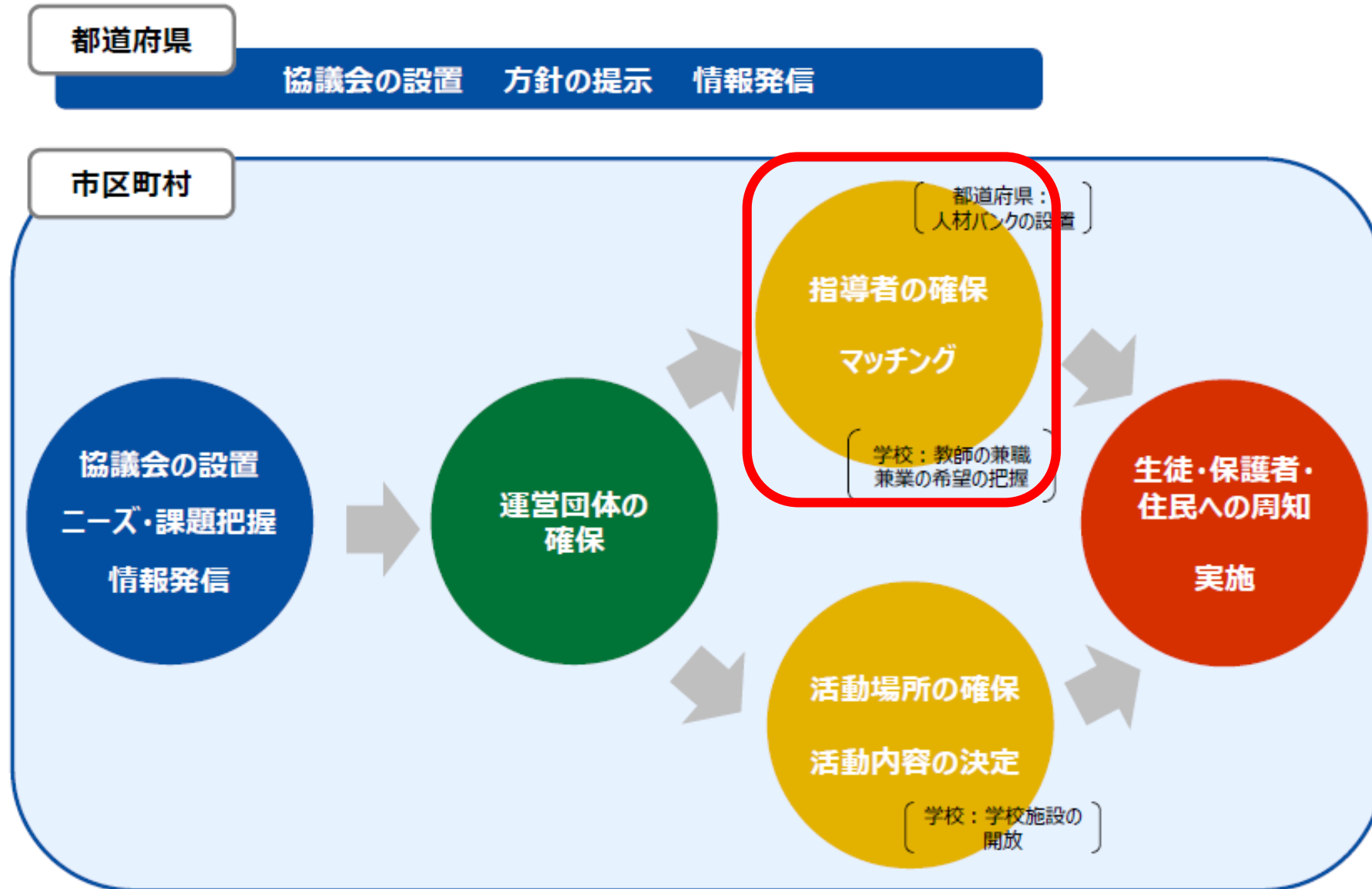


抜粋：（参考資料）学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

(1) 運営団体・体制図



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）



抜粋：（参考資料）学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

(1) 指導者の確保

○説明会

地域のスポーツ団体関係者、町スポーツ推進委員を対象に実施

○教員の兼職兼業

令和5年度は兼職兼業を行わない

(2) 指導者の役割等

区 分		主任指導者	副主任指導者
役 割		技術指導 活動報告 部活動顧問との連絡調整等	技術指導等
謝 金	練習	5,000円/回	3,000円/回
	大会等	8,000円/回	6,000円/回

(3) 移行する部活動

指導者が確保できた5つの部活動を地域移行します



野球部



バドミントン部



フェンシング部



ハンドボール部



バレーボール部

(4) 指導者の登録状況

カテゴリ	地域クラブ活動				
種目	野球	ハンドボール	バレーボール	バドミントン	フェンシング
指導者数	5	6	9	9	7

令和5年度は**36名**の方が指導者として登録

(5) 指導者研修会の様子



講話「生徒への関わり方」



救急救命講習会

(6) 移行できない部活動



バスケットボール部



陸上部

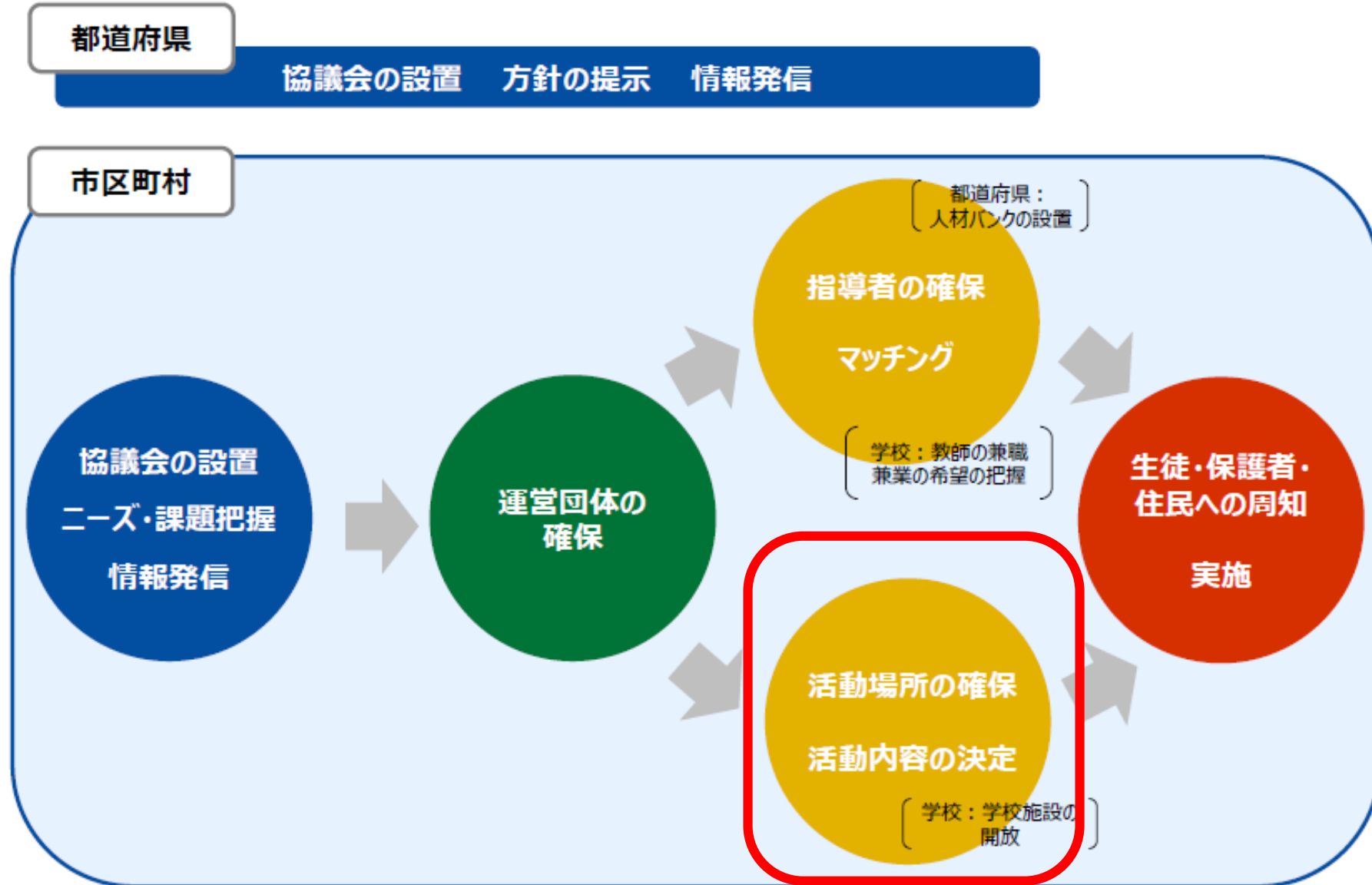


ソフトテニス部



指導者が確保でき次第移行

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

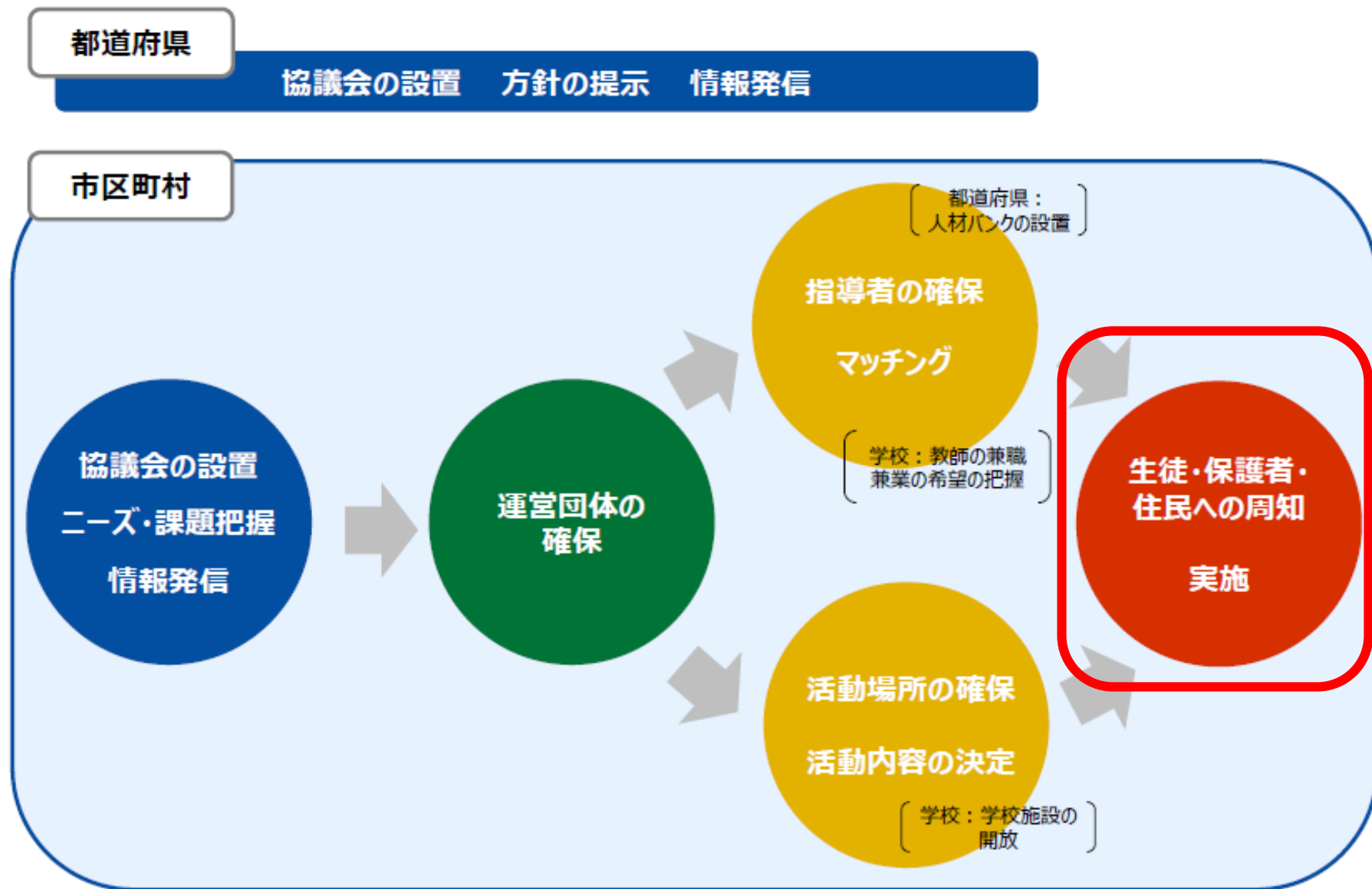


抜粋：（参考資料）学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

(1) 活動内容等について

	地域クラブ活動
活動日	土曜日または日曜日の 週1回 ※地域クラブ活動が実施できない場合、部活動として実施
活動時間	3時間 程度
対象生徒	地域移行する部活動に所属する生徒 (山木屋中は全生徒)
活動場所	部活動で使用している施設及び町社会体育施設

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）



抜粋：（参考資料）学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

1.現状

2.移行に向けた取組

3.経費について

4.スケジュール

(1) 事業予算

令和5年度予算として6,155千円計上

○内訳

- ・スポーツクラブ登録料
- ・委託料(指導者謝金、消耗品等)
- ・検討委員会謝金
- ・旅費

(2) 保護者の費用負担

令和5年度は**保護者の費用負担なし**

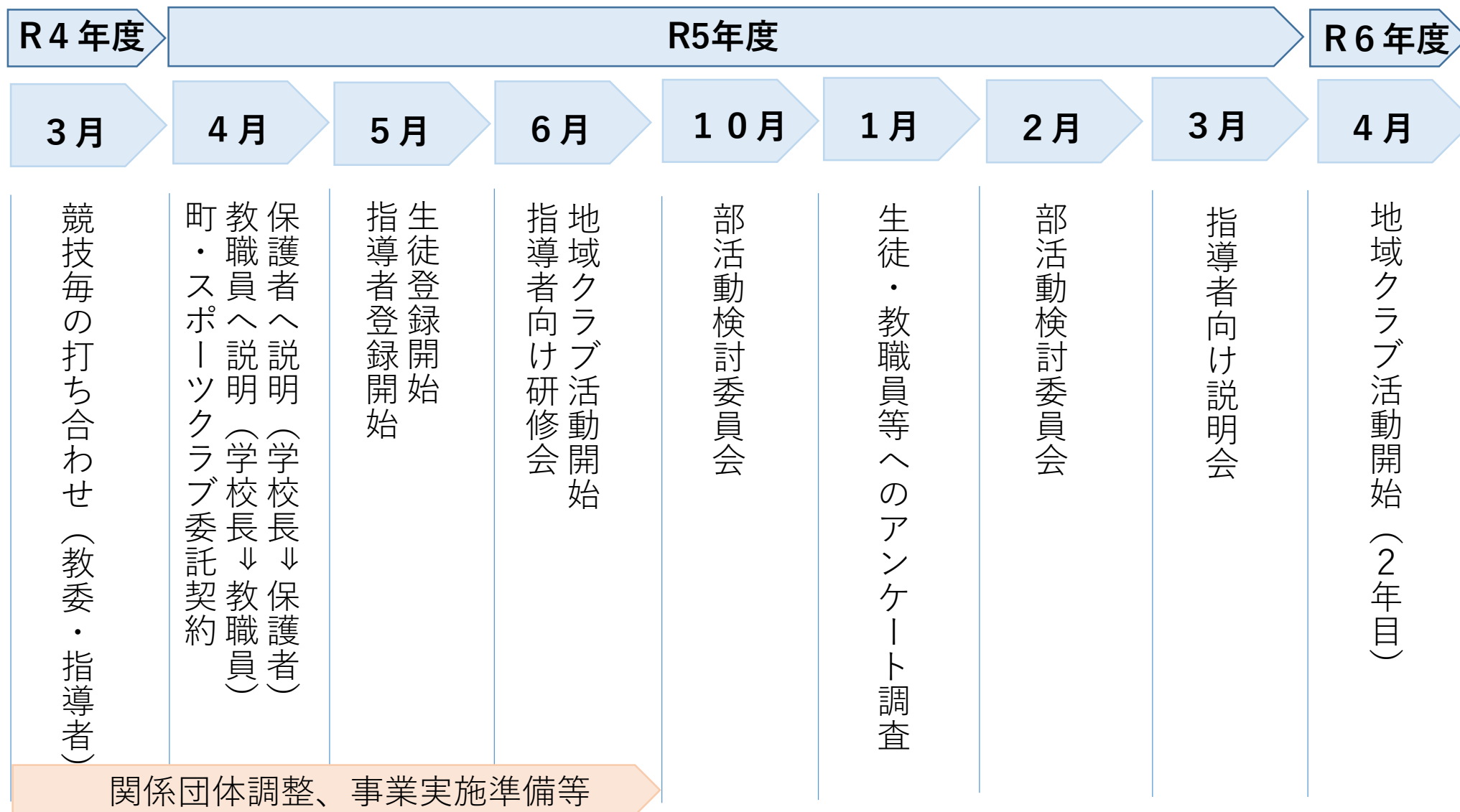
1.現状

2.移行に向けた取組

3.経費について

4.スケジュール

地域移行スケジュール



三春町の部活動の地域移行に
協力しませんか？

三春町地域運動部活動

人材バンクの概要



1 目的

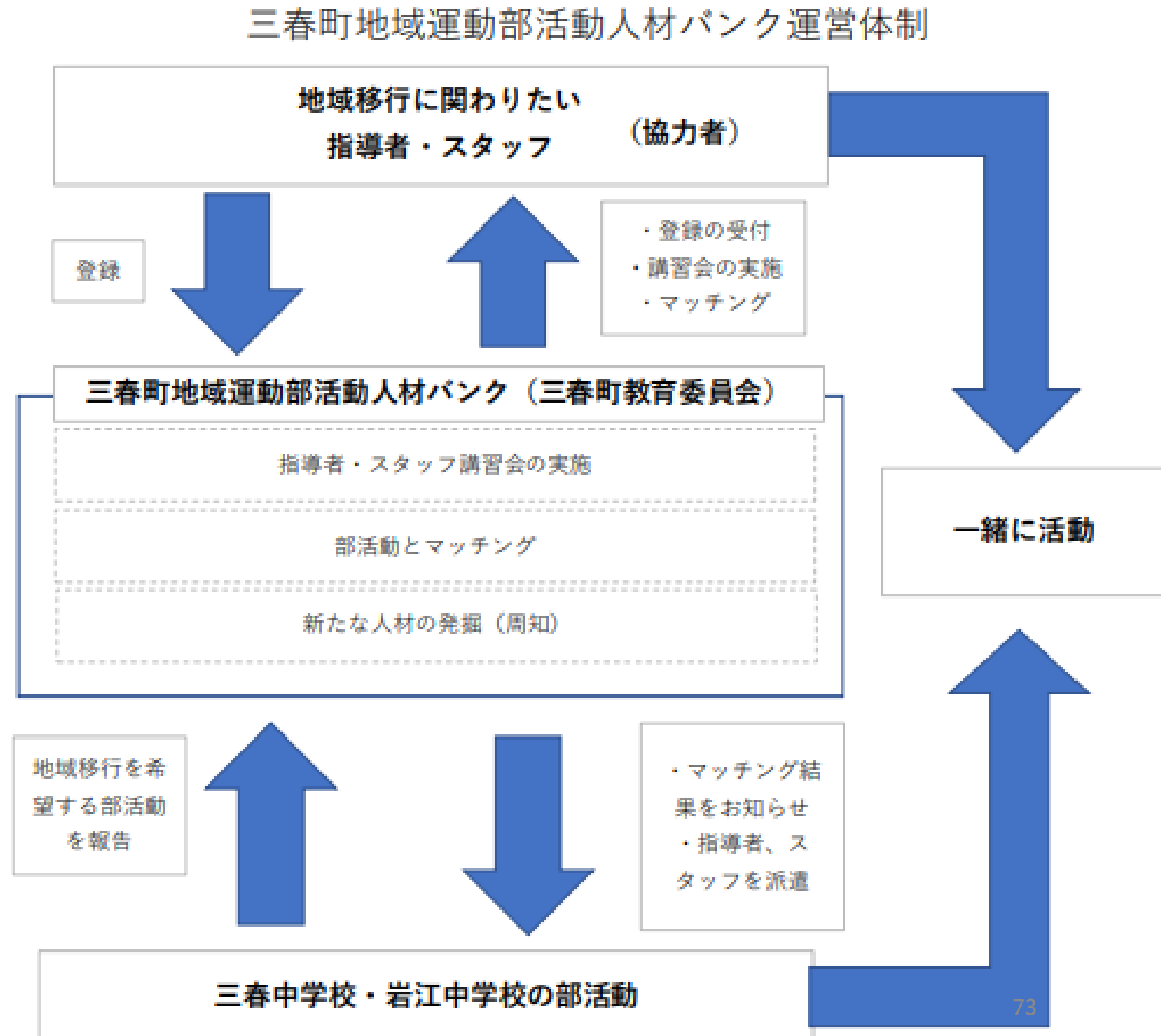
子どもたちが継続してスポーツに親しむ機会を確保するとともに、教職員の負担軽減を進めることで、学校教育の質を向上させること、地域のスポーツ団体や指導者と学校とを十分に連携することなど、地域における持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子どもたちに多様な体験機会を確保することなどを目的として、部活動の地域移行が進められていきます。

三春町では、当面の間は中学校の運動部活動の支援という観点から、「土日の部活動に協力可能な指導者・スタッフが参加して一緒に部活動を行う」形をとることをとしています。

経験や技術・知識等を有する人材に指導者・スタッフとしてご協力いただけるよう人材バンクを整備し、子どもたちに多様な体験機会を提供し続けられる環境を創っていくことを目的としています。

2 登録から協力するまでの流れ

- ①希望者は、三春町教育委員会に「三春町地域運動部活動人材バンク登録用紙（様式1）（以下「様式1」といいます。）」を提出します。
- ②人材バンクリストに希望者の情報が登録されます。
- ③三春町教育委員会で、部活動と協力者のマッチングを行います。
- ④必要に応じて、部活動顧問と協力者で話し合いや打ち合わせを行います。
- ⑤部活動に協力者が参加します



3 三春町地域運動部活動人材バンクに登録するための要件

「三春町地域運動部活動人材バンク（以下「人材バンク」といいます。）」は（１）の要件をすべて満たし、さらに指導者であれば（２）のすべて、スタッフであれば（３）のすべてをそれぞれ満たす個人である必要があります。

指導者とは：部活動顧問と協力し、競技の指導を行う。

スタッフとは：部活動顧問・指導者の指示に従い、部活動を補助する。

（１）指導者・スタッフ共通事項

- ア 人材バンクの目的を理解し、賛同していること。
- イ 知識や経験、優れた技能等を有している。または、運動部活動の地域移行に積極的に協力できること。
- ウ 特定の政治・宗教活動、暴力団および暴力団員の利益となる活動を目的としないこと。
- エ 指導場所まで自力で移動ができること。
- オ 中学生を尊重し、適切に接することが出来ること。
- カ 活動時間は土日のどちらか半日程度であること（大会などの参加については別途相談）。

（２）指導者定義

- ・人材バンク登録時に18歳以上（高校生不可）であること。
- ・指導における基準は設けないが、指導を希望する競技のルールや技術について知識・経験を有していること。
- ・三春町内のスポーツ団体等と関わりがあること。または、三春町内において、指導の経験を有していること。

（３）スタッフ定義

- ・人材バンク登録時に15歳以上（中学生不可）であること。
- ・スタッフとして顧問や指導者の指示に従うこと。

4 登録方法

「様式1」に必要事項を記入し、三春町教育委員会（三春交流館「まほら」内）に提出してください。

直接提出のほか、

- ・ 郵送（〒963-7795 田村郡三春町字大町191 三春交流館「まほら」内）
- ・ FAX（0247-62-4727）
- ・ mail（taiiku@town.miharu.fukushima.jp）
- ・ 三春町ホームページからインターネット経由での申込（LoGo フォーム）
のいずれかの方法で申請することも可能です。

5 登録内容の変更方法

「様式1」の「申請区分」の「変更」に○をつけ、変更となる部分のみ記載して提出してください。

（例：住所が変わる場合、「申請区分」の「変更」に○、お名前と変更後の住所のみ記載して提出する）

6 登録の取消しについて

人材バンクに登録された方（以下「登録者」といいます。）が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消します。

- （1）登録者から「三春町地域運動部活動人材バンク登録取消用紙（様式2）」により届け出があったとき。
- （2）登録者が、人材バンクを利用して特定の政治・宗教活動を行ったとき。
- （3）登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- （4）教育委員会が不適格と認めたとき。

7 公開される情報について

登録者に係る情報は、三春町教育委員会内で運動部活動地域移行に関する業務において使用します。

登録者名簿は、三春町教育委員会で管理を行い、運動部活動地域移行に関する業務において必要な際に、町内中学校教員に情報提供する。

8 報償について

(1) 報償金額

部活動とマッチングし、実際に活動に参加すると報償が支払われます。
報償の単価は次のとおりです。

区分	内容	単価
指導者	通常練習	2,700円
	大会参加	3,600円
スタッフ	通常練習	1,500円
	大会参加	2,000円

※ 1回（3時間以上）の参加に対しての金額となります。

(2) 報償の支払い方法

活動を行った月末に、「三春町地域運動部活動人材バンク協力実績報告書（様式3）」を三春町教育委員会に提出し、活動の実績報告を行ってください。三春町教育委員会で内容を確認後、個人の銀行口座に報償を振り込みます。

様式 1

三春町地域運動部活動人材バンク登録用紙

三春町教育委員会 様

提出月日（西暦）	年 月 日
申請区分	新規 ・ 変更
フリガナ 氏名	
生年月日（西暦）	年 月 日（満 歳）
住 所	〒
電話番号（携帯）	- -
18歳以下の場合 保護者の連絡先	- -
メールアドレス	
登録区分 （当てはまるものに○）	指導者 ・ スタッフ
協力競技 （競技名を記入）	
所属団体	（スポーツ団体、または学校名など）
指導資格	
スポーツ指導歴	例：2020年から〇×スポーツで指導 等
協力可能日時 （当てはまるものに○）	・ 土日のいつでも ・ 土曜：午前・午後 ・ 日曜：午前・午後 ・ その他（ ）
活動可能場所 （当てはまるものに○）	三春中学校 ・ 岩江中学校 ・ 両方 ・ その他（ ）

※登録で得た個人情報については、これに関わる事業以外で
使用いたしません。

様式 2

三春町地域運動部活動人材バンク登録取消用紙

三春町教育委員会 様

提出月日（西暦）	年 月 日
取消理由	
フリガナ 氏名	
生年月日（西暦）	年 月 日（満 歳）
住 所	〒
電話番号（携帯）	- -
18歳以下の場合 保護者の連絡先	- -
メールアドレス	
登録区分 （当てはまるものに○）	指導者 ・ スタッフ

※個人情報については、これに関わる事業以外で
使用いたしません。

登録番号：

様式 3

三春町地域運動部活動人材バンク 協力実績報告書

氏名： _____

部活動： _____

	月分			
	日にち	時間	内容	顧問 確認
例	5日（土）	9：00 ～ 12：00	練習	
例	15日（日）	9：00 ～ 17：00	大会 （〇×杯）	
1	日（ ）	: ~ :		
2	日（ ）	: ~ :		
3	日（ ）	: ~ :		
4	日（ ）	: ~ :		
5	日（ ）	: ~ :		
6	日（ ）	: ~ :		
7	日（ ）	: ~ :		
8	日（ ）	: ~ :		
9	日（ ）	: ~ :		
10	日（ ）	: ~ :		

※ 「内容」欄には、「練習」、または「大会（大会名）」
のいずれかを記入してください。

※ 「顧問確認」欄には、活動日ごとにサインまたは押印を
してもらってください。

※ 月末に、原本を教育委員会に提出してください。 78

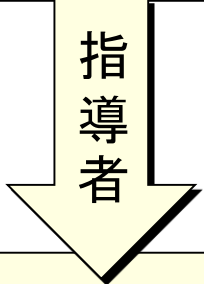
石川町における文化部活動の 状況と地域移行に向けた具体的 な取組

(石川町教育委員会)

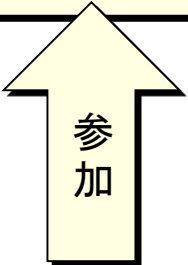
石川町



文化芸術団体:石川フィルハーモニック



地域クラブ活動(休日)



石川中学校
(管弦楽部)

才 浪江町の取組について

(浪江町教育委員会)

(5) 情報交換

地域移行に向けた人材確保・受け皿について
(ワークシートをもとに)

(グループ分け)

